

貴金属類を狙った 訪問購入(押し買い)にご注意!

電話や投げ込み広告で「不要な衣類や靴など何でも買い取る」と言って訪問しながら、「貴金属類」だけ強引に安価で買い取られたというトラブルが後を絶ちません。

- 約束の着物や靴には見向きもせず、指輪やネックレスを要求され、二束三文で強引に買い取られた。
- 「何でも」という話と違い、ベッドを見せたら「貴金属類がないなら買い取れない」と断られた。

この商法も法規制の対象になっています。
うまい話にはご注意ください!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索

